

新八柱整形外科内科 通所リハビリテーション 及び 介護予防通所リハビリテーション運営規程

第1条 医療法人社団永和会が開設する新八柱整形外科内科が実施する指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーション（以下「指定通所リハビリテーション等」という。）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第2条 要介護状態又は要支援状態にある者（以下「要介護者等」という。）に対し、適切な指定通所リハビリテーション等を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第3条 新八柱整形外科内科が実施する指定通所リハビリテーション等の従業者は、要介護者等が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、物理療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

2 指定通所リハビリテーション等の実施に当っては、利用者の介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するようその目的を設定し、その目的に沿ったリハビリテーションを計画的に行う。

3 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括センター及び地域の保健・医療福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 1 名称 新八柱整形外科内科
- 2 所在地 千葉県松戸市常盤平陣屋前17番地の12
TEL 047-387-0222
FAX 047-387-0222

（職員の職種、員数及び職務内容）

第5条 指定通所リハビリテーション等の従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 医師（管理者） 1人 （常勤 1名）
医師は、指定通所リハビリテーション等の計画策定に従事者と共同して作成するとともに、指定所リハビリテーション等の実施に係わる従事者への指示を行う。
- 2 従事者
理学療法士 （常勤 2名 非常勤 名）
介護職員 （常勤 1名 非常勤 名）
従事者は、計画に基づきリハビリテーション等を提供する。

（営業日及び営業時間）

第6条 事業者の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 月曜、火曜、水曜、金曜、土曜とする。（ただし、祝日及び12月29日～1月3日を除く。）
- 2 営業時間 8時30分～17時00分
- 3 サービス提供時間帯 9時00分～10時30分、10時30分～12時00分、
14時00分～15時30分、15時30分～17時00分

（指定通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション利用定員）

第7条 事業所の1日の利用定員は、1単位目12名、2単位目12名、3単位目12名、4単位目12名とする。

（指定通所リハビリテーション等の内容）

第8条 指定通所リハビリテーション等の内容は次のとおりとする。

- （1）通所リハビリテーション
- （2）送迎サービス
- 2 指定通所リハビリテーション等は、医学的管理の基に要介護者等に対する心身機能の回復のため、リハビリテーション計画に基づき、次の目的を達成するため訓練等を行う。

(1) 目的

ADL の低下防止、QOL の維持・向上、ねたきり防止、社会性の維持向上、精神状態の改善、その他利用者の状態の改善

(2) 訓練等

- ① 運動療法
- ② 物理療法
- ③ 歩行訓練、基本的動作訓練
- ④ 自助具使用訓練
- ⑤ 日常生活動作に関する訓練
- ⑥ 治療用ゲーム、手工芸用品を使用した趣味的訓練

(施設利用に当たっての留意事項)

第9条 利用者が機能訓練室を利用する場合は、職員立会いのもとで使用する。

(サービス提供に当たっての留意事項)

第10条 サービスの利用に当たって、体調不良等によって指定通所リハビリテーション等に適さないと判断された場合には、サービスの提供を中止することがある。

(通常の事業の実施地域)

第11条 通常の実施地域は、松戸市、柏市南部とする。柏市南部とは、青葉台・今谷上町・今谷南町・加賀・酒井根・逆井・逆井藤ノ台・新柏・新逆井・つくしが丘・豊住（1,2,3 丁目）・中新宿・中原・西山・光ヶ丘・光ヶ丘団地・東逆井・東中新宿・東山・藤心・増尾・増尾台・南柏中央・南逆井・南増尾とする。

(利用料その他の費用の額)

第12条 指定通所リハビリテーション等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスである時は、その1割から3割の額とする。

2 第11条の通常の事業の実施地域を超えて行う事業に要した送迎の費用は、通常の事業の実施地域を超えた地点から、1キロメートルあたり30円を徴収する。

3 前各項の費用の支払いを受ける場合は、利用者又は家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(事故発生時の対応)

第13条 事業者は利用者に対する指定通所リハビリテーション等の提供により事故が発生した場合は、速やかに関係機関、利用者の家族等に連絡し、必要な措置を講ずる。

2 当事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。

3 当事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(非常災害対策)

第14条 当事業所は、非常災害に対する具体的な計画を立て、非常災害に対するため、定期的に非難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第15条 事業者は、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るために、次の措置を講じるものとします。

- ① 虐待防止に関する責任者を選定
- ② 苦情解決体制の整備
- ③ 従業員に対して、虐待防止を啓発・普及するための研修の実施

(苦情処理)

第15条 指定通所リハビリテーション等に関わる苦情が生じた場合は、迅速かつ適切に対応するとともに、必要な措置を講じる。

(その他運営に関する重要事項)

第16条

1 従業員の質的向上を図るため研修の機会を設け、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- (2) 継続研修 年2回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は新八柱整形外科内科が定めるものとする。

付則 この規程は令和7年7月1日施行する。